

「宮古島市地域おこし協力隊」採用及び活動支援業務委託 仕様書

1 業務名

本委託業務は、「宮古島市地域おこし協力隊」採用及び活動支援業務委託（以下「本業務」という。）という。

2 目的

宮古島市では、少子高齢化による人口減少が進む地域においても、住み続けられる地域づくりを推進するため、その仕組みづくりの検討・実践に向けた取組みとして「小さな拠点づくり事業」を進めているところである。

更なる取組みの展開として、「よそ」から地域をサポートする人材を確保し、「よそ」からの視点・アイデア等で地域課題の解決を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年3月 31 日総務事務次官通知）に基づき、平成 30 年度より宮古島市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を設置する。

本業務では、活動の遂行に適格な人材の確保を図るとともに、隊員が地域で円滑な活動ができるよう活動支援を行うことを目的とする。

3 隊員の募集

(1) 募集人数

2名（平成 30 年8月1日採用予定）

(2) 活動地域

- ① 友利地区（宮古島市城辺字友利）
- ② 島尻・大神地区（宮古島市平良字島尻、大神）

(3) 活動内容

① 友利地区

友利自治会が指定管理を行う「郊外型エコハウス」を核に、持続的な地域づくりを展開できるよう、ワークショップ等で地域の意見を取り纏め、取組みの内容や仕組みづくり等の具体化を行い、その取組みの実現を図る。

② 島尻・大神地区

本市で唯一の定期船が往来する島尻地区と大神地区において、島尻自治会が運営を行う「島尻購買店」を核に、2地域の特産物である「かーきだこ（島ダコの燻製）」の商品開発や地域の情報発信を行い、お互いの地域がそれぞれの地域の活性化の要素となる取組みの実現を図る。

4 業務期間

契約締結日から平成 31 年3月 22 日(金)まで

5 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

6 業務内容

隊員活動に興味・意欲がある人材の確保を図るとともに、隊員が地域の課題解決に向けた活動を円滑に進めることができるよう、以下の事項において支援業務を実施するものとする。なお、実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行うものとする。

(1) 募集等に関する支援業務

適格な人材の確保を図るため、募集活動の提案及び実施のほか、本市が実施する各選考に係るサポート業務を行う。

① 募集活動の提案及び実施

隊員活動の遂行に興味・意欲のある者へ戦略的にアプローチできるよう、募集内容を広く周知し、以下の項目を含めた募集活動の提案・実施を行うものとする。

- ・応募書類に関する資料の作成
- ・民間ポータルサイト等を活用した情報発信
- ・募集説明会の開催(上限2回までとし、実施箇所は市との協議による)※1

※1 募集説明会の開催形態は問わない(単独開催または合同イベントの参画)

② 本市が実施する選考に係るサポートの実施

1次選考(書類審査)及び最終選考(現地面接審査)に係る候補者選考基準の作成等において市に助言を行うものとする。なお、助言に付随して資料作成の必要がある場合には、資料作成についても行うこと。

(2) 活動に関する支援業務

隊員が地域の課題解決に向けた活動を円滑に進めることができるよう、以下の項目について活

動に関する支援を行うものとする。

- ・隊員の活動や企画立案に関する相談及び助言(情報提供を含む。)
- ・隊員の活動に必要な研修計画の作成(情報提供を含む)※2

※2 隊員の初任者研修については、国・沖縄県において開催が予定されているため、着任に係る研修は本業務で開催しないこととする。

(3) 実績報告書の作成

上記(1)・(2)に関する実施内容を取り纏め、実績報告書を作成する。

(4) その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

7 成果物

本業務の成果物として、実績報告書(A4版簡易製本)2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は、市の帰属とする。

8 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

9 業務実施上の注意

- (1) 市と十分な協議のうえ、本業務を実施すること。
- (2) 本業務の打ち合せについては、極力、電話・メール等で行うものとする。
- (3) 本業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (4) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

10 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。